

米国財務省が金利上昇をけん制 市場に再び「ドル離れ」の兆し、日本は円安是正の好機か 【金利・為替の現場から】

アセットマネジメントOne
ファンドマネジャー
すかだ ゆきなり
須賀田 進成



- 米国財務省の金利上昇けん制でドル安が進展。ドル離れ再燃の兆しか
- 米国の金利上昇けん制後にドル安が進展。ディバースメント取引の再燃なのか？
- ドル安の継続性はトランプ政権次第だが、中間選挙までは不透明感を意識した展開か
- ドル安環境のうちに円安リスクを払しょくできるかが当面のドル円相場の注目点に

■ 米国財務省の金利上昇けん制でドル安が進展。ドル離れ再燃の兆しか

米国の長期・超長期金利の上昇が続く中、米国財務省は長期・超長期国債の買い入れ増額を突如発表しました。これ以降、米国の金利上昇が一服し、ドル安と金・仮想通貨の上昇が発生しており、市場の反応としては、昨年大きな話題となったドルからのディバースメント（ドル離れ）取引に似たものとなっています。筆者は、今後の政治スケジュールを踏まえ、ドル安が続く可能性が高まったと判断しており、この環境で円安懸念をどれだけ払しょくできるかが次のドル円相場の注目点になると考えています。

■ 米国の金利上昇けん制後にドル安が進展。ディバースメント取引の再燃なのか？

米国のベッセント財務長官は、10年から30年を満期とする国債の買い入れ額を最低でも倍とする方針を示しました。国債の買い入れは、これまでも実施されてきましたが、発行から時間が経ち流動性の落ちた銘柄を買い入れて償却し、同年限の流動性を改善する目的で行われてきました。しかし、今回表明された措置に関するベッセント財務長官のインタビューでは、超長期金利を中心にファンダメンタルズと一致しない金利上昇が発生している点を懸念した対応であることがうかがわれ、金利上昇に対して米国財務省が強いけん制姿勢を示したと解釈できます。

この発表以降、ドル指数は下落しましたが、その一方で金やビットコインなどの仮想通貨が買われており、国債買い入れ増額表明後の相場は、昨年から今年の初めにかけてのようなドルからのディバースメント相場に近い印象を受けます。（図表①、②）

※上記図表などは、将来の経済、市況、その他の投資環境にかかる動向などを示唆、保証するものではありません。
※当資料は、一部個人の見解を含み、会社としての統一見解ではないものもあります。
※巻末記載の注意事項を必ずお読み下さい。

米国財務省が金利上昇をけん制 市場に再び「ドル離れ」の兆し、日本は円安是正の好機か【金利・為替の現場から】

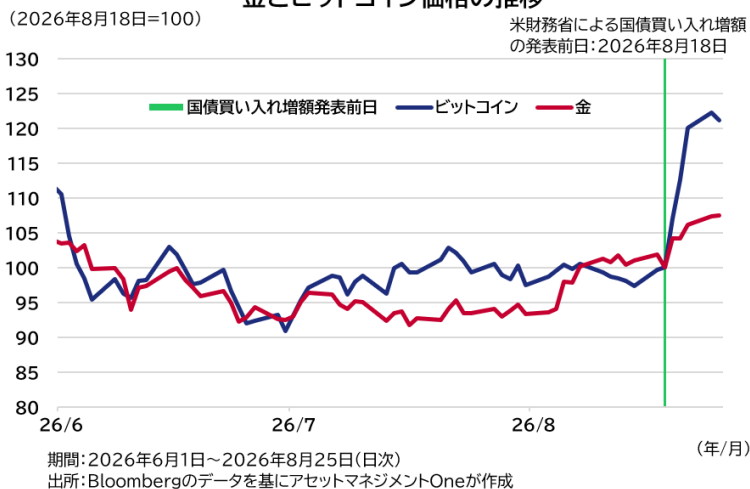
図表①

Bloombergドル指数の推移



図表②

金とビットコイン価格の推移



今年の4月以降のドル高は、中東の地政学リスクが高まる中での有事のドル買いと、米国の実質金利上昇を反映した動きであったと整理されます。足元では、中東の地政学リスクが一服していることや、米国財務省の対応により長期実質金利の上昇が抑制されている点など、これまでドル高要因として意識されてきた材料が後退しつつあり、足元のドル安はこうした要因の変化による側面が強いと筆者は考えています。

米国の実質10年、30年金利の推移



※上記図表などは、将来の経済、市況、その他の投資環境にかかる動向などを示唆、保証するものではありません。
※当資料は、一部個人の見解を含み、会社としての統一見解ではないものもあります。
※巻末記載の注意事項を必ずお読み下さい。

米国財務省が金利上昇をけん制 市場に再び「ドル離れ」の兆し、日本は円安是正の好機か【金利・為替の現場から】

一方で、金や仮想通貨の上昇は、米国によるイランの経済的孤立を目的とした大規模金融制裁の発動を控え、安全資産や非ドル決済手段としての仮想通貨の需要が高まったものと解釈でき、こちらはドルからのディバースメント取引に近い反応と受け取れます。

これらの考察をまとめますと、ここ1週間ほどで発生したドル安と金や仮想通貨の上昇は、昨年のドル離れの再燃を想起させるものの、本格的な動きには至っていないと考えられます。

■ドル安の継続性はトランプ政権次第だが、中間選挙までは不透明感を意識した展開か

今後、ドル離れが本格化するか否かは、トランプ政権の動きを市場がどう解釈するか次第になっていると考えます。現時点でもイランに対する金融制裁や、新たな対中関税の表明、カナダとの貿易交渉の決裂といった米国不信を招く材料は多くありますが、今後の政治スケジュールを展望すると、9月には異例の前倒し開催となる米共和党の党大会を皮切りに中間選挙に向けた政治キャンペーンが続く他、中旬から下旬には米中首脳会談と国連総会での外交日程が予定されています。また、前述した国債買い入れの増額も9月9日から始まります。米国の政治イベントが続くため、当面は先行きへの不透明感が意識され続ける時間帯に入ったと考えられ、ドルは上値を抑えられる見通しです。過度に米国不信を強めるような動きがあれば、ドル離れの動きが再燃し、ドル安が一段と進む可能性が高いでしょう。

■ドル安環境のうちに円安リスクを払しょくできるかが当面のドル円相場の注目点に

仮にドル安が続くのであれば、円安是正に向けた取り組みが市場から評価されやすい環境になっているとも考えられます。今後、日本でも概算要求や政権人事、日銀会合といった政治・金融政策イベントが続きますが、財政拡張や日銀がインフレ対応で後手に回ることへの懸念を払しょくできれば、過度に円安が進展するリスクは相応に後退する可能性があります。

※上記図表などは、将来の経済、市況、その他の投資環境にかかる動向などを示唆、保証するものではありません。

※当資料は、一部個人の見解を含み、会社としての統一見解ではないものもあります。

※巻末記載の注意事項を必ずお読み下さい。



投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項

【投資信託に係るリスクと費用】

● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券(REIT)などの値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

● 投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

■ お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料: 上限3.85%(税込)

換金時手数料: 換金の価額の水準等により変動する場合があるため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。

信託財産留保額: 上限0.5%

■ お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬): 上限年率2.463%(税込)

※ 上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

その他費用・手数料: 上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書(交付目論見書)等でご確認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用(上限額等を含む)を表示することはできません。

手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。

※ 上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。

※ 費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

※ 投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質、費用が異なります。投資信託をお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。

※ 税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となる場合があります。

【ご注意事項】

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。
- 当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は、
 1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象ではありません。
 2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
 3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

